

# 日本共産党 山田こうじ議員

## 2020年2月京都市会 代表質問と答弁の概要

2020年2月27日



右京区選出の山田こうじです。日本共産党京都市会議員団を代表し質問をします。

### 1、世界遺産・仁和寺前のホテル建設は中止せよ

まず、最初に、右京区にある世界文化遺産仁和寺門前のホテル計画についてお聞きします。この計画は2017年5月に創設された「京都市上質宿泊施設誘致制度」に基づくもので宿泊施設の立地制限のある所にも、特例を前提に建てようというものです。本来なら、延べ床面積3,000㎡までしか建てられなかったところに、京都市長が特別に制度を作り、5800㎡のホテルを誘致しようとしているのです。

仁和寺門前は世界文化遺産のバッファゾーンであり、御室・竜安寺・宇多野及び鳴滝・衣笠は、古都保存法の歴史的風土特別保存地区に指定されています。また、風致地区、特別修景地域、歴史遺産型第1種地域に指定され、敷地規模、景観眺望、住環境などに留意するよう厳しい規制がかかっています。

京都市景観計画には「山紫水明と称えられる豊かな自然と1200年の悠久の歴史に育まれた歴史都市・京都の美しい景観は、京都市民のみならず我が国国民の共有の財産であり、世界の宝である。先人達のたゆまぬ努力で守り、育てられてきた美しい京都の景観を、未来の世代に継承することは、現代に生きる私たち一人ひとりの使命であり責務である」との基本方針が掲げられています。

周辺は、閑静な住宅地域であり、保育所が4か所、小中学校も近くにあり、通園通学のみならず、仁和寺・双ヶ岡・御室八十八ヶ所は、市内各地の園児の散策、遠足コースとして子どもが訪れ、高齢者の散策憩いの場所でもあります。仁和寺の北には府立聾学校、西の福王子の手前には、うたの・ひこばえ児童館、障害のある子どもたちの放課後クラブ等、障害のある子どもたちが利用する施設も複数あります。

世界遺産のバッファゾーンであり、本来このような地域にはホテルを建設しない方針ではなかったのですか。いかがですか。

住民のみなさんからは、24時間営業のホテルが建つことによる、車の流入、騒音、交通渋滞、水脈への影響など、住環境への影響や安全対策など危惧する声も上がっています。

市長は「徹底した住民合意」に基づいていると仰っていますが、本当にそうでしょうか。昨年12月19日に行われた建設業者の住民説明会は、予定地の100m範囲の住民限定で開催されています。5800㎡もの事業計画をわずか100メートルの範囲の住民に説明しただけで「徹底した住民合意」どころか、影響を受けることを危惧されている、大多数の住民は置き去りではありませんか。

限られた範囲の説明会でも、合意どころか異論が噴出しています。「地域住民は、条例や法律の様々な制約のなか家を建てて暮らしている」「この制約があるため静寂で平穏な住環境が守られている」。また、「仁和寺門前まちづくり門前協議会」のメンバーであると発言された方も「今回の説明会を『地域の賛同を得ている』と利用しないでほしい」との発言もあったとのこと。

このような状況で住民合意が得られているとお考えですか。宿泊施設の立地が制限されている区域においても特例を認める「上質宿泊施設誘致拡充方針」は撤回し、仁和寺門前のホテル建設計画は白紙に戻すべきです。いかがですか。

**【答弁→観光政策監】**住居専用地域等、宿泊施設の立地が制限されている仁和寺門前のホテル計画地は、元々床面積が3千㎡以内であれば建設可能だが、上質宿泊施設誘致制度によ

って、地域との合意形成を図った上で、地域と調和した上質な宿泊施設として、3千㎡を超える施設の建築が可能となる法定手続きを活用するもの。

本計画地は、かつて地域住民が結集して反対しがソリンスタンドやコンビニの建設を阻止してきた経緯のある土地である。住民説明会では、一部の参加者から景観に対する懸念の声があがったが、世界遺産のバッファゾーンについては、高度地区や風致地区等の都市計画制限により、周辺の景観を保全することとしている。引き続き、同制度に基づき、調整を進めていく。

## 2、「宿泊施設拡充・誘致方針」の撤回を

神戸松蔭女子学院大学中林浩教授は、「観光問題に置いて重要な視点は、観光が人間の全面発達と関係している事です。各地域の自然と文化を探究する行為である観光は、レクリエーションの中でもより次元の高い部類に入る」と指摘されています。地域における生活や産業が健全に行われている空間が観光資源になってきました。その最先端にある文化が、宗教も大きくかわり文化財となり、それらの集合体として、門前町や宿場町は数百年の歴史があります。京都の魅力は三山の山並みと大小の清流、数多くの寺社の文化財にあります。西陣織や友禅染が都心の居住地に多く存在し職住近接で低層高密度の住宅街を形作り、商店街がありました。伝統産業が衰退し、2階建てのまちなみに高層ビルが林立し、商店街が姿を消し、京都のまちなみが失われています。

京都の宿泊施設をめぐる業界の動向は、オリンピックまでに一儲けをと、投機的になっています。うまくいかなければ、ワンルームマンションに転用できるように設計され、民泊も投機対象として建設され売買されています。

市長は、昨年11月20日、宿泊施設の新規参入の「お断り」を「宣言」されましたが、ホテルの増加を規制する具体的な方策は何も示されていません。市長就任（2008年）以後、ホテルが約3倍、簡易宿所が約14倍に激増し、他都市と比べても異常な「住環境悪化」「地域コミュニティの破壊」「地価高騰による子育て世代の流出」という事態が作りだされてきました。「宿泊施設拡充・誘致方針」では宿泊施設目標4万室となっていますが、2018年度末時点で4万6千室に上る宿泊施設が過剰だという認識があるのですか。過剰という認識があるのであれば、今後5万7千室になるという1万室も増える計画を放置していいのでしょうか。

すでに、国内外の観光都市で実施されている、住宅密集地・路地奥等「宿泊施設の立地規制」「周辺住民との協議・合意の義務付け」「施設内への管理者常駐義務付け」を条例で位置付けること、また、周辺住民と事業者の紛争に京都市がしっかりと関与し、住民の平穏な暮らしを守る立場で事業者を厳しく指導するなど、実効性ある取り組みこそが求められています。

少なくとも今日の宿泊施設の急増のおおもとになっている、「宿泊施設拡充・誘致方針」は直ちに撤回し、宿泊施設規制の具体的な施策をお示してください。

**【答弁→市長】** 宿泊施設拡充・誘致方針は、平成28年当時、外国人観光客の増加に伴い、違法民泊の急増や宿泊施設不足の中、具体的な施策を取りまとめた。宿泊施設の室数が、方針策定時の約3万室から昨年3月末時点で約4万6千室に増加し、宿泊客数と観光消費額も過去最高となった。

一方で、昨年11月には、「基本的には宿泊施設数としては満たされている」としたが、市内中心部に集中しており、「農家民宿など地域固有の魅力を活かした施設や地域文化の継承につながる施設は必ずしも十分ではない」との見解を示した。「市民の安心・安全と地域文化の継承を重要視しない宿泊施設の参入お断り」を宣言した。

今後、事前手続の充実や宿泊施設の客室内部のバリアフリー充実の取組を進めていく。引き続き、方針で示した考え方を踏まえながら取り組んでいく。

### 3、京都経済の活性化にむけて 消費税の引き下げを

次に、京都経済の活性化策について3点にわたってお聞きします。

1 点目は消費税増税についてです。消費税増税が京都経済と、中小業者、市民の暮らしに深刻な被害を引き起こしています。

内閣府が17日発表した2019年10~12月期の国内総生産速報値は、年率換算で6・3%減と、大幅な落ち込みとなりました。安倍晋三内閣が強行した消費税率10%への増税が家計と日本経済を直撃。内需を押し下げ5四半期ぶりのマイナス成長でした。東京商工リサーチが1月に発表した企業倒産件数(負債額1000万円以上)は、前年比1.7%増の8,383件でした。前年を上回るのはリーマンショックがあった2008年以来11年ぶりです。京都の百貨店の売り上げも落ち込みました。10月度、高島屋18.7%減、大丸23.5%減、伊勢丹7.8%減、藤井大丸6.2%減です。全国的にも8%増税時を上回る減少幅を記録し、今年1月の大手百貨店売上額も前年同期比4.2%と大幅落ち込みとなり、回復していません。

2019年のスーパーマーケットの倒産が7年ぶりに増加しました。全国中小業者団体連絡会が行った昨年末の業界団体訪問調査で、日本商工会議所は、「商業動態統計のマイナス7.1%は8%増税時の倍近いマイナスとなり衝撃だった」。日本チェーンストア協会は、「消費税増税後、消費マインドは委縮している。」一般社団法人日本スーパーマーケット協会では、「『10%廃業』が広がっている。」消費税10%増税が日本経済に大きな打撃となっています。

町の小売店でも増税の影響は本当に深刻です。右京区山ノ内の花屋さんは「11月の売り上げが悪かった。年末の売り上げは例年に比べて悪くはなかったが、年明けからむちゃくちゃ悪い。キャッシュレスはやっているが利用者5%程度。年寄りには使えないので差別だと思う。今は手数料無料だから使っているが手数料がかかればやめる」。安井学区の衣料品店には「50%割引セール」の張り紙が店舗中に貼ってありますが「セールをしても、どんどん冷え込んで、まったくお客が来ない」と嘆いておられました。クリーニング屋さんも「12月から、グーンと落ち込んでいる。3割減や。これは相当痛い」と嘆いておられました。市長は、消費税増税で零細事業者や市民が苦しんでいる現状をどう認識されているのか。お答えください。

2018年の2月市会において、私が増税中止を国に求めるよう質しましたが、答弁で「社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとするため広く負担を分かち合い…」と答弁されています。

しかし実態は全く違います。安倍政権のもと、7年間で社会保障は削減の連続でした。自然増分の削減や、70歳から74歳までの医療費の窓口負担は2割負担に、介護保険の2割負担の導入、施設の居住費・食費負担増、年金のマクロ経済スライドによる等、4兆2,720億円も社会保障は削減されています。

消費税が導入されたのは1989年です。当時の大企業の法人実効税率は51.04%が今、29.74%に引き下げられ、所得税の高額所得者の税率は70%が、現在は45%です。31年間に国民が収めた消費税は397兆円に上る一方で、法人3税の減税は298兆円、さらに所得税・住民税の減税は275兆円となっています。直間比率の見直しを求めた財界の要望に従い、法人税や高額所得者の減税の穴埋めというのが消費税の正体です。消費税は、社会保障のためという認識は間違っているのではありませんか。いかがですか。

消費税は、GDPの6割を占める個人消費に税負担をかけるもので、「生活費」に罰金をかけるようなものです。10%という消費税とは、1か月分の生活費が取り上げられるに等しいものです。消費税が5%に増税された、1997年から2017年の20年間の、主要国のGDPは大きく伸びています。アメリカ227%。イギリス170%。フランス178%。ドイツ166%。日本だけが102%で、この20年間経済の成長が止まっています。政権交代で、消費税を廃止したマレーシアではその後個人消費が大きく伸びています。

日本共産党は消費税廃止を目指し、当面5%に引き下げ、大企業優遇の税制を正し、せめて中小企業並みの負担を求めるとともに、所得税の最高税率を消費税導入当時に戻し、社会保障財源を確保する税

制改革を政府に求めています。中小企業の街、最も消費税増税の影響が深刻な京都から消費税引き下げを国に求めるべきです。如何ですか。

**【答弁→財政担当局長】**軽減税率の導入、キャッシュレス決済時のポイント還元、プレミアム付き商品券など様々な対策が実施され、駆け込み需要の反動減などは、前回の税率引き上げ時よりも小さく、短期間で収束するものと期待されていたが、米中貿易摩擦など海外経済の動向や、暖冬に伴う消費の低迷、さらには新型コロナウイルス感染症の発生が重なり、中小企業を取り巻く状況は、予断を許さない大変厳しい状況であると考えている。

消費税の引き上げは、社会保障制度を将来に渡り持続可能なものとするためあらゆる世代が広く負担を分かち合い、国・地方を通じた社会保障に要する財源を安定的に確保していくために行われたもの。

税率引き上げ分の税収は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策に要する経費に充てることが法に明記されており、国においては幼児教育・保育の無償化などの予算の増額に、本市においても介護、年金、医療及び子育てなどの社会保障の予算の増額に充てており、消費税の引き下げを国に求めることは考えていない。

#### 4、すべての中小企業を対象とした支援策を

2点目は中小企業への支援についてです。

経済政策として求められていることは、市民の暮らしと京都経済を支えている中小企業への直接支援です。

京都市には様々な中小企業支援の制度があります。「企業立地促進制度補助金」「ベンチャー企業等ステップアップ支援事業補助金」「京都型グローバル・ニッチ・トップ企業創出支援事業補助金」等々、「政策上の重要度・緊急性が高いものを優先的に取り組む」として補助事業は、成長産業向けのもの11種類のメニューが用意され、平成30年度、で7億6千万円予算化され、6億円の支援が実施されました。

しかし、これらの制度は、企業立地促進制度補助金指定事業者、インキュベート施設入居者やベンチャー企業に限られ、町の小売店さん、酒屋さんや飲食店、町場の大工さんや伝統産業関連の職人さんが活用することは出来ません。「力強い経済の持続的発展と都市の活力創造」等と、特定の企業支援とインバウンド頼みを続けてきた結果、京都市の事業所減少率は政令市ワースト2位、1991年からの事業所数の減少は、25年間で3分の一の事業所が消え働く場が奪われ持続的発展どころか疲弊しています。

今、政策上必要なのは、ベンチャー企業支援だけではなく、現に地域で市民の暮らしを支え、消費税に苦しんでいる小売店や町工場や大工さん、伝統産業の職人さんです。

横浜市では、一昨年横浜市内の5民商が横浜市経済局と懇談し、小規模事業者の要望に応え、「小規模事業者設備投資助成金」を実施しました。対象者は、創業から1年を経過している、製造業、建設業、小売り・卸売業、飲食店などすべての業種の小規模事業者で、業務改善や生産性向上のために導入する新たな設備の2分の1を助成するものです。最大10万円で、予算規模2300万円で実施しました。助成金活用に当たり、経営面でどのような改善ができるか等、事業計画書作りで、仕事の内容を見直すきっかけになり、しかも「手続きが簡単」と大変好評です。

国の制度である、小規模事業者持続化補助金は、これまでは国が成長産業を指定して支援する方式でしたが、今ではすべての事業者を対象に補助金をつくり、成功した事業を広める形をとっています。補助金拡充の要求と運動の結果、国の支援の性質が変わってきました。「補助金はニンジンで、目的は事業計画をつくること。」補助金申請の書類を作ることで経営の見直しが見直しができたと好評です。

京都はかつて、伝統産業・地場産業が無数にある中小企業のまち、ものづくりのまちでした。伝統産業・地場産業が息づく京都だからこそ、これまでの成長産業に限定した支援をあらため、国が方向転換したように、今こそ、市内中小企業の営業を丸ごと応援する助成制度の創設が必要です。横浜市によ

うなすべての事業者を対象とした助成制度の創設を求めます。

災害時に大きな役割を発揮する建設関連事業者を支援し、地域経済に大きな経済波及効果のある住宅地フォーム助成制度の実施は、木造住宅が密集する京都だからこそ必要です。

京都市が実施している「住まいへの補助制度」は抜本的拡充が必要です。京都市は、昭和56年5月31日以前に着工された京都市内の木造住宅に対し、耐震診断士を無料で派遣し、耐震性能が向上する耐震改修工事への助成が行われています。また、断熱改修を行う省エネリフォーム支援事業、太陽光発電システムや太陽熱利用システム等、創エネ・省エネ支援事業を実施していますが、対象が限られた支援で、住宅リフォーム全般を支援するものではありません。

また、中小企業が廃業する要因の一つに、店舗、工場の老朽化や、機械設備・備品の修理ができないなどがあります。高崎市が実施している「まちなか商店リニューアル助成事業補助金」は、店舗の改装工事や備品の購入費用の2分の1を限度額100万円の範囲で補助する制度で、多くの事業者が利用しています。

全国の自治体で大きな経済波及効果が実証されている「住宅リフォーム助成制度」「商店リニューアル助成制度」の創設を求めます。

**【答弁→岡田副市長】**市内事業者の99%以上を占める中小企業は京都経済発展の原動力であると考えている。設備投資、販路開拓や業務効率化、生産性向上の取組等、幅広く利用できる国の小規模事業者持続化補助金や、専門家の派遣等によって支援している。

住宅リフォーム助成については、耐震改修、省エネ改修に重点をおいて実施しており、市内事業者が工事を行うことを要件とすることで、大きな経済波及効果も発揮していることから、住宅リフォーム全般に対する助成制度の創設は考えていない。また、商店リフォームについても、商店街により空き店舗の活用や、事業者による市内産木材を活用した店舗の増改築等について、費用の一部を助成している。

## 5、労働者の最低賃金引き上げに必要な中小業者へ支援を

経済活性化の3点目が、中小業者への賃上げ支援です。

雇用の7割を担っている中小企業での賃上げは、京都経済の底上げにとって決定的です。

市外から稼ぐ力を呼び込むために、莫大な公共事業や、特定の成長分野の支援ではなく、市内中小企業を丸ごと支援し、そこで働く労働者の賃金引上げこそ、地域循環で京都経済を立て直すメインエンジンです。

京都総評が行った「最低生計費調査」の結果、単身者で必要な生活費は、245,785円、月150時間換算で時給1,639円が必要です。

日本弁護士連合会は、全国一律最低賃金制度実施を求める意見書を、厚労省などに提出しました。

「健康で文化的な最低限度の生活」を営むため最低賃金が「最低生活費を下回することは許されない」と強調し、社会保険料負担軽減などの導入を求めています。

中小企業にとって、社会保険料の高負担が賃上げを困難にしています。17人の正規職員を雇用しているある企業の実例を紹介します。2019年1年間の人件費総額は7820万円で、源泉所得税は160万円だったのに対し、社会保険料の本人負担分は約1200万円。会社負担分は1300万円。合計2500万円にも上ります。給与総額に対する負担率は31.97%にもなります。負担率は、保険料率の引き上げなど年々重くなっています。当面、従業員30人未満の中小企業の従業員4万5千人を対象に、社会保険料の25%を補助し、賃上げを支援することを求めます。23億円程度で実施可能です。いかがですか。

**【答弁→岡田副市長】**社会保険料については、労働者、事業主の応分の負担で成り立っており、従業員の方の賃金等についても、既存の様々な経営支援策を活用いただき、事業者の経営強化や生産性向上をすすめることを通じて、改善が図られるものと考えている。

## 6、新型コロナウイルスによる京都経済、中小企業への影響に万全の対策を

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症で、市民に不安が広がっています。不安を取り除く取り組みが肝心です。特に、観光関連事業者に不安が広がっています。中国からのツアー旅行はすべてキャンセルとなり、中国のみならず世界的に拡大する事態です。旅行代理店は、団体ツアー募集は2カ月前から募集を開始しますから、現地ホテルとの打ち合わせなど準備は半年前から経費をかけています。ある旅行代理店は、2月3月の予約だけではなく、5月分のツアーもキャンセルが発生しています。旅行代理店の倒産も危惧されます。中国からのインバウンドを相手にしてきたバス会社では、運転手の解雇がすでに起こっています。

右京区の観光地嵐山で影響をお聞きしてきました。旅館業者は、団体客を扱っていないが、個人旅行や家族旅行など100件を超えるキャンセルがある。京料理のお店では「中国人は全く来ない。売り上げは3割以上減だ。従業員は交代で休んでもらっている。」。中国人などを対象にしたデザインのTシャツ等を扱っている土産物屋さん「壊滅の状態だ。家賃などの固定費の支払いが大変」。等々。いつまでこの状態が続くのか先が見えない不安を訴えて居られました。日本共産党市会議員団として2月10日に申し入れを行い、検査体制、関係機関・団体、宿泊施設関連事業者への通知と相談対応や、外国人観光客への正確な情報提供と相談対応の充実などを求めました。観光関連事業者を始め市内中小事業者への影響の実態を把握し、「緊急融資」については、設備資金も対象にするとともに、固定費に対する補助や利子補給制度の創設を求めます。いかがですか。

**【答弁→岡田副市長】** 宿泊業、飲食業、小売業、運輸をはじめサービス業だけでなく、製造業等も含めた京都経済全体に大きな影響が生じている。固定費や利子の補助ではなく、経営を確保するための喫緊の資金需要に対応できるよう府市が連携して、有利な融資制度を創設した。

さらに今般、国において、セーフティネット保証による総額5千億円規模の緊急支援策が公表された。これまでの融資制度に加え、より低利で設備資金も含めた使いやすい、府市協調の融資制度を創設していく。

## 7、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約の批准を強く求めよ

最後に唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約の批准を強く求めるものです。

1945年8月6日、広島に、8月9日長崎に人類史上初めて投下された原子爆弾は、広島・長崎の町を焼き尽くし、その年のうちに広島で14万人、長崎で7万人もの尊い命を奪い、75年たった今もなお、多くの被爆者が原爆の放射能の後遺症によって苦しみ続けています。

今年是被爆75年、NPT体制50年の年。核兵器禁止条約発効の年にとの被爆者の願いは切実です。被爆者の「自分たちの苦しみを世界の誰にも味あわせることのないように」と草の根からの粘り強いたたかいが、NGOなどの市民社会の運動と合わさり、国際社会を動かし、2017年ついに国連加盟国の圧倒的多数の国々の賛成で「核兵器禁止条約」が承認されました。この条約を署名した国は81ヶ国、批准した国は35ヶ国（2020年2月時点）となり、核兵器国の妨害の中でも発効は時間の問題となっています。しかし、残念ながら唯一の戦争被爆国である日本政府が条約をボイコットする態度をとっていることは、多くの被爆者の怒りを呼んでいます。昨年、被爆74周年の平和記念式典で、広島市長は「日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい。その上で、日本国憲法の平和主義を体現する為にも、核兵器のない世界実現にさらに一歩踏み込んだリーダーシップを発揮していただきたい」と述べました。

2019年11月、ローマ教皇の被爆地広島、長崎訪問は、世界の人々に感銘を与えました。教皇は、「核兵器は、安全保障への脅威から私たちを守ってくれるものではない」と、核抑止力論を明快に批判し、核兵器のない世界―「この理想を実現するには、すべての人の参加が必要です」核兵器の脅

威に対しては、一致団結して応じなければなりません」と、この事業への参加を呼びかけました。

核兵器禁止・廃絶を目指し、今年4月24日から26日、NPT再検討会議を前に、ニューヨークで原水爆禁止世界大会が初めて開かれ、京都からも多数の代表が参加します。

昨年12月に実施されたNHKの世論調査でも66%が核兵器禁止条約に日本が参加すべきと応えています。

世界は、広島、長崎の被爆地と共に、「世界の文化首都・京都」を自認する京都市がいかに行動し発信するのか注目しています。

京都市会は昭和58年3月23日、非核自治体宣言を発しました。1.京都市は、非核3原則の完全な遵守を求める。2.京都市は、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求める。3.京都市は、核兵器及び核兵器積載の疑いのあるものの京都市域への通過、運搬、飛来、貯蔵、滞留を拒否する。4.京都市は核兵器を生産、配備をさせない。5.京都市は戦争に協力する事務は行わない。

京都市の非核自治体宣言の精神は、核兵器禁止条約に通ずるものです。被爆者の願いを重く受けとめ、日本政府に対し核兵器禁止条約を批准するよう求めて、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

**【答弁→岡田副市長】**核兵器禁止条約については本市も加盟している平和首長会議の国内加盟都市会議が、毎年国に対して、核兵器廃絶に向け力を尽くすよう強く要請している。

国においても、核軍縮をめぐる各国の隔りがある中、「核兵器のない世界」の実現に向け、核兵器の保有国と非保有国の橋渡しに努め、双方の努力を得ながら、対話を粘り強く促し、国際社会の取組を主導していく決意が示されているところだ。